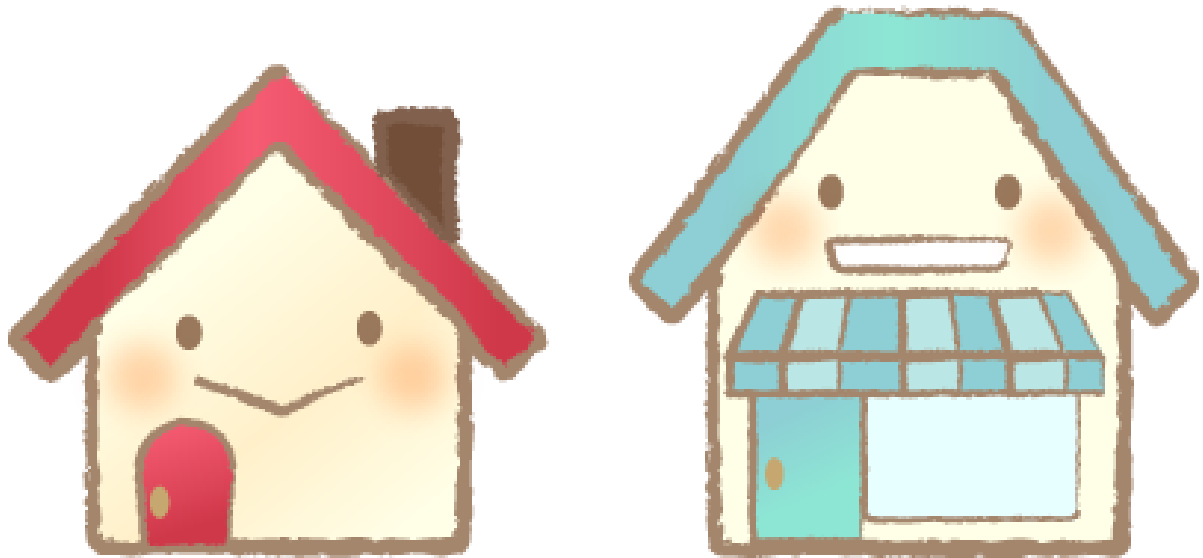


たのしいでんきコース別説明書

H.I.S.旅トクコース



平成 30 年 11 月 1 日実施

HTB エナジー 株式会社

目次

1. 実施期日と適用条件	2
2. 定義	2
3. 細目	2
4. 料金表	4
5. 本説明書の変更および廃止	6

たのしいでんきコース別説明書 H.I.S.旅トクコース（（以下,説明書については、「本説明書」といい,コースについては「本コース」といいます。）は,当社のたのしいでんき約款（以下,「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき,電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金,その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は,平成 30 年 11 月 1 日より実施し,お客様により本コースへのお申し込みがなされ,その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 定義

- (1) 本説明書において記載のない事項は,たのしいでんき約款によるものとします。
- (2) お客様の供給開始の 1 年経過後の翌月から、旅行回数に応じて毎月基本料金を割引させていただきます。（最大 4 ヶ月間の割引となります。）
- (3) お客様の供給開始日以降に出発される旅行が対象となります。割引を受けるには、HTB エナジーへ事前の割引申請が必要となり、申請をしない場合は割引が適応されません。
- (4) 契約種別とは,お客様が契約時点で決定され,契約された従量電灯の各プランをいいます。
- (5) 契約種別変更手数料とは,お客様が,現在ご契約している当社の契約種別から,当社の他の契約種別へ変更される場合の手数料をいいます。
- (6) 本説明書第 4 条（料金表）の 1 契約種別毎に掲げる,H.I.S.旅トクコースを総称して,プランといっています。プランに該当しない契約種別は本コースにお申込みできません。
- (7) 本コースにお申込できる対象のプランは,東京エリア従量電灯 B に限らせていただきます。

3. 細目

- (1) 本説明書に定めている事項は,たのしいでんき約款に先立って適用し,本説明書に定めのない事項については,たのしいでんき約款に依拠するものとします。

以下に,掲げる事項は,本説明書の全ての契約種別に適用いたします。

- (2) 本コースは、株式会社エイチ・アイ・エスの運営する H.I.S. でんきウェブサイトからの新規お申込み、当社から当社の契約種別の変更のいずれかのお申込みに限ります。ただし、ご家庭での使用、かつ、契約名義は個人名義とし、弊社の営業施策上一部受け入れに制限を設けることがあります。
- (3) 供給地点で、商取引を行う場合の申込みは、申込みをお断りさせていただきます。そのため、共用部なども名義が個人名での申込みであった場合でもお引き受けすることはできません。
- (4) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款（Ⅱ 契約の申込み）に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、停止、または、中止のお知らせ等を当社のホームページに掲載します。
- (5) 株式会社エイチ・アイ・エスが販売する海外ツアー及び海外航空券、宿泊を伴う国内ツアーにて旅行に行った月の基本料金が最大 4 回まで無料になります。

本コースが適用されるツアー

- ・ H.I.S. 海外ツアー-Ciao（チャオ）
- ・ H.I.S. 添乗員同行ツアー-impresso（インプレッソ）
- ・ その他 H.I.S.にて取扱いをしている海外ツアー商品
- ・ その他 H.I.S.にて取扱いをしている宿泊を伴う国内ツアー商品

- (6) お客さまが、本説明書に申込みされ、当社が承諾し契約に至った場合は、たのしいでんき約款第 10 条（供給の開始）に基づき、供給を開始します。
- (7) 契約種別変更手数料は、各プランで電気を供給中のお客さまが本コースにお申込み、または、本コースを解約し、各プランに変更する場合に適用し、次の通りとします。契約種別変更手数料について支払いを要する額は、契約種別変更手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額とし、変更の申込みをされた月または翌月の料金支払いと合算して請求を行います。

手数料名	金額(税抜)
契約種別変更手数料	300 円

4. 料金表

本説明書における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
電灯需要	東京 大江戸プラン	H.I.S.旅トクコース

2 東京 大江戸プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) H.I.S.旅トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、

交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は, 40 アンペア,50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし,お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は,契約電流に応じて,電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし,お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には,当社は,電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は,基本料金,電力量料金,および「たのしいでんき約款」の別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし,電力量料金は,「たのしいでんき約款」の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は,「たのしいでんき約款」の別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし,「たのしいでんき約款」の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は,「たのしいでんき約款」の別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1 月の基本料金,および,1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は,次のとおりといたします。

契約電流 40 アンペア	1,023 円 20 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	511 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1,304 円 00 銭

契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	652 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,584 円 80 銭
契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	792 円 40 銭

(0) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 52 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25 円 22 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 51 銭

・ 5 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2（約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2（約款の変更）に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。